

総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本歴史研究コース委員会規程

〔 令和5年4月3日
大学規程先院第1号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、総合研究大学院大学先端学術院組織運営規則（令和5年大学規程先院第1号。以下「規則」という。）第13条第5項及び第24条の規定に基づき、総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻日本歴史研究コース委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、日本歴史研究コース（以下「コース」という。）の教育研究に関する重要事項のうち、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コース長候補者及び副コース長に関する事項
- (2) 名誉教授候補者の推薦に関する事項
- (3) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (4) 教育研究組織の改廃に関する事項
- (5) 授業科目の授業及び研究指導の計画、実施に関する事項
- (6) 入学者の選抜に関する事項
- (7) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助に関する事項
- (8) 学生の表彰に関する事項
- (9) 予算に関する事項
- (10) その他コースの組織運営に関する事項

2 委員会は、規則第13条第2項及び第3項に基づき、コースに係る次の各号に掲げる事項について審議し、学長及び先端学術院長の求めに応じ、意見を述べる。

- (1) コースにおいて授業科目の履修及び研究指導を受ける学生（以下「履修等学生」という。）の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項のうち、次に掲げる事項
 - (ア) 学位審査の実施方法に関する事項
 - (イ) 履修等学生等の修士学位取得資格者への修士学位授与学位審査委員の選出に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項のうち、次に掲げる事項
 - (ア) 開講する授業科目の追加及び変更に関する事項
 - (イ) 履修等学生その他大学の大学院における授業科目の履修に関する事項
 - (ウ) 履修等学生その他大学の大学院等における研究指導に関する事項
 - (エ) 履修等学生の入学前の既修得単位の認定に関する事項
- (4) 授業科目の授業又は研究指導を行う担当教員の選考に係る教育研究業績の審査に関する事項
- (5) 履修等学生の身分の異動等在籍に関する事項のうち、次に掲げる事項
 - (ア) 長期履修学生に関する事項
 - (イ) 休学、留学、退学及びコースの変更に関する事項

- (6) 客員教員の称号付与に関する事項
- (7) 授業担当講師の任命に関する事項
- (8) 連携教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (9) 科目等履修生及び研究生等に関する事項
- (10) その他教授会から権限を付託された事項

第2条の2 前の規定にかかわらず、委員会は、コースが別に定めるところにより、第8条に規定する専門委員会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により処理した事項は、委員会に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、規則第3条に規定する教員のうち、コースにおいて授業科目の授業及び研究指導を行う教授、准教授及び助教（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 前項に定めるもののほか、委員会が別に定めるところにより、前項に規定する教員以外の教員をコース委員会の構成員とすることができる。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、コース長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長がコースに所属する教授から指名する副コース長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第5条 委員会は、別に定めがある場合を除くほか、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、出張を命じられた者、長期療養中の者その他委員会がやむを得ないと認めた者は、構成員の数から除くものとする。

(議事)

第6条 委員会の議事は、別に定めがある場合を除くほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特別に必要があると認められるときは、出席した構成員の過半数以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(構成員以外の者の出席)

- 第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、構成員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。
- 2 前項の出席者は、議決に加わらないものとする。

(専門委員会)

第8条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て、コース長が別に定める。

(議事録)

第9条 コース長は、委員会の開催の場所及び日時並びに議決事項その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、国立歴史民俗博物館管理部研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事手続きその他の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。